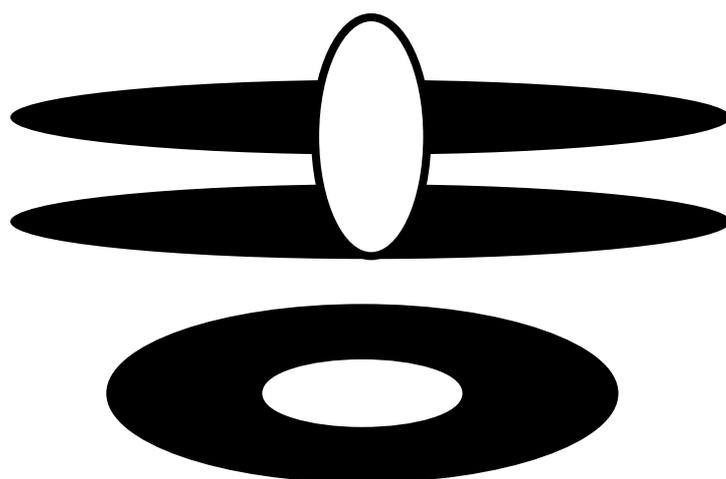


吉賀町財政健全化指針

(平成27～31年度)



平成27年4月

吉 賀 町

目 次

(ページ)

I 指針策定の必要性と性格

1 必要性	1
2 性格	1
3 対象期間	1

II 町財政の現状と中期財政見通し

1 町財政の現状	2
(1) 歳入	2
ア 主な収入の推移	2
①地方税	2
②地方交付税	2
イ 自主財源及び依存財源の推移	3
(2) 歳出	4
ア 歳出規模・義務的経費及び投資的経費の推移	4
①歳出規模	4
②義務的経費及び投資的経費	5
(3) 基金及び地方債残高	6
ア 基金残高の推移	6
イ 地方債現在高の推移	7
(4) 財政指標	7
ア 財政力指数の推移	7
イ 経常収支比率の推移	8
ウ 実質公債費比率の推移	8
エ 公債費負担比率の推移	8
2 中期財政見通し	9
〔中期財政見通しの前提条件〕	10
〔平成27～31年度財政見通し〕	14

III 財政健全化の基本的な考え方

1 基本的な考え方	15
2 改革の視点	15
(1) 町の果たすべき役割の再検証	15

(2) 重要な政策課題への集中的・重点的投資	15
(3) 行政サービスの量から質への転換	16
(4) 歳入の確保による自立性の向上	16
(5) 住民との情報共有の推進	16
(6) 説明責任と情報公開による透明性の向上	16

IV 財政健全化の方策

1 目指すべき姿	17
2 推進項目	18
(1) 自立	18
①自主財源を中心とした歳入構造の転換	18
i 町税収入等の確保	18
ii 受益者負担の適正化	18
iii 新たな自主財源の確保	18
②自主的な事業評価による事務事業の整理合理化	19
i 人件費の縮減	19
ii 物件費の縮減	19
iii 補助費等の見直し	19
iv 普通建設事業の厳選	20
v その他経費の縮減	20
(2) 持続可能	20
①町債・債務負担行為の抑制	20
i 町債発行及び残高の抑制	20
ii 債務負担行為設定及び残高の抑制	21
②財政の弾力性向上	21
i 財政指標の適正化	21
ii 基金の適切な活用	22
iii 優良な地方債資金の確保	22
iv 予算編成手法の見直し	22
(3) 透明	23
①財政情報の公表	23
i 財政情報の公表	23
ii 財務諸表の作成と公表	23

I 指針策定の必要性と性格

1 必要性

本町の財政状況は、平成17年度に策定した行財政改革大綱、行財政改革集中改革プラン、平成19年度及び平成22年度に策定した財政健全化指針などに基づく改革を進めてきたこともあり、財政健全化の傾向が現れてきています。しかしながら、地方への景気回復は遅れており、歳入の根幹である町税収入が伸び悩む一方、公債費や扶助費などの義務的経費は依然大きく、少子高齢化社会、地域経済の活性化など時代の要請に的確に対応するための財政需要も増加が見込まれ、今後の財政状況は楽観できる状況にはありません。このような財政状況は、本町だけでなく地方全般にわたるものであり、一層の行財政改革が求められています。本町においては、平成27年度に第3次行財政改革プランを策定し、引き続き行財政改革に取り組むこととしています。

こうした状況の中、新たな行財政改革の基礎として「第3次吉賀町財政健全化指針」を策定し、全庁一丸となって財政健全化に取り組む必要があります。

2 性格

この指針は、第3次吉賀町行財政改革プラン（第4「改革のための五つの視点に基づく実施項目」 ☆視点5「財政健全化のための改革」）に基づき策定するもので、普通会計に係る財政健全化のための基本となるものです。

3 対象期間

指針の対象期間は、第3次吉賀町行財政改革プランとリンクさせるため、平成27年度から平成31年度までの5年間としますが、吉賀町まちづくり計画（平成19年度～平成28年度）と連携させる必要があることから、2年目の平成28年度において、一定の整理を行うこととします。

Ⅱ 町財政の現状と中期財政見通し

1 町財政の現状

本町の財政は、平成17年10月の町村合併以後の行財政改革大綱、行財政改革集中改革プラン、財政健全化指針などに基づく約10年間の取り組みにより、財政健全化の傾向が現れ、財政指標も含め着実に改善しつつあります。しかしながら、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・県支出金等にその多くを依存している状況は変わっていません。また、社会資本整備を進めるために発行してきた地方債残高は平成25年度末で約68億円となり、この償還に係る公債費が平成26年度当初予算総額の15%に相当する8.5億円と依然大きく、財政運営の逼迫要因となっています。

このような状況について、歳入及び歳出等の主な項目で現状を分析します。

(1) 歳入

ア 主な収入（地方税＋地方交付税＋臨時財政対策債）の推移 《表1》

①地方税

歳入の根幹を成す地方税は、税源委譲により一時的に増加し、平成20年度をピークに現在まで緩やかに減少している状況です。平成27年度以降も国全体で回復傾向の景気ではありますが、その影響による大幅な増収は今後も大きくは期待できないと見込んでいます。

②地方交付税

歳入の約6割近くを占める地方交付税と、普通交付税の財源不足の補てん措置として創設された臨時財政対策債を加えた合計額は、平成17年度の町村合併に伴う合併補正や合併算定替の特例措置等により一時的に増加しています。

しかしながら、平成28年度算定から合併算定替の特例措置が終了し、段階的に減少していきます。また、算定の基礎となる国勢調査人口等が減少していく見込みであることから、将来的には交付額が大きく減少していくことも予測されます。

《表 1》

(単位:百万円)

年度	地方税額 (A)	地方交付税			臨時財政 対策債発行 可能額(C)	合計 (A)+(B)+(C)
		普通交付税	特別交付税	小計 (B)		
H17	513	3,151	420	3,571	245	4,329
H18	500	3,292	350	3,642	212	4,354
H19	575	3,145	324	3,469	192	4,236
H20	586	3,230	331	3,561	180	4,327
H21	562	3,191	342	3,533	279	4,374
H22	544	3,427	355	3,782	320	4,646
H23	546	3,229	347	3,576	225	4,347
H24	541	3,230	414	3,644	213	4,398
H25	545	3,196	425	3,621	208	4,374
H26	536	3,066	436	3,502	199	4,237
H27	525	2,907	430	3,337	187	4,049
H28	520	2,601	356	2,957	167	3,644
H29	515	2,582	302	2,884	166	3,565
H30	500	2,562	302	2,864	165	3,529
H31	496	2,559	302	2,861	165	3,522
H32	492	2,559	302	2,861	165	3,518
H33	478	2,506	289	2,795	161	3,434
H34	474	2,500	289	2,789	161	3,424
H35	470	2,488	289	2,777	160	3,407

イ 自主財源及び依存財源の推移 《表 2》

歳入総額に占める地方税などの自主財源の割合(自主財源比率)は、極めて低く、平成25年度決算で20.4%となっています。

また、地方交付税、国庫支出金、地方債などの依存財源については、平成17年度の町村合併以降、約50億円台で推移していますが、国、県の財政状況は依然厳しい状況であり、今後の増加は見込めないものとして予測しています。

※自主財源は、地方税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額。

※依存財源は、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、地方債の合計額。

《表 2》

(単位:百万円、%)

年度	自主財源 (A)	依存財源 (B)	合計 (C)	自主財源比 率 (A)/(C)
H17	1,049	5,988	7,037	14.9
H18	1,167	5,066	6,233	18.7
H19	1,012	4,671	5,683	17.8
H20	1,087	4,854	5,941	18.3
H21	1,351	5,614	6,965	19.4
H22	1,300	7,251	8,551	15.2
H23	1,403	5,260	6,663	21.1
H24	1,257	5,460	6,717	18.7
H25	1,236	4,836	6,072	20.4
H26	1,783	5,605	7,388	24.1
H27	1,310	5,768	7,078	18.5
H28	1,092	4,312	5,404	20.2
H29	1,080	4,698	5,778	18.7
H30	1,240	4,200	5,440	22.8
H31	1,347	4,195	5,542	24.3
H32	1,349	4,116	5,465	24.7
H33	1,394	3,725	5,119	27.2
H34	1,447	3,649	5,096	28.4
H35	1,443	3,634	5,077	28.4

(2) 歳出

ア 歳出規模・義務的経費及び投資的経費の推移 《表 3》

①歳出規模

本町の歳出経費の規模は、平成17年度の町村合併に伴う投資的経費の増、平成22年度のCATV整備に伴う増加など一時的な増加要因があるものの、これまでの財政健全化に向けた取り組みなどから、全般的には減少傾向にあります。

しかしながら、扶助費などの社会保障費が全国的に伸びていること、公共施設の維持補修費や更新費用が増加していること等により今後も増加することも予想されます。

②義務的経費及び投資的経費

義務的経費について、人件費は定員適正化計画に基づく職員数の削減により平成17年度以降減少していますが、定年退職後の雇用と年金の接続の観点から行う再任用制度の実施により大きく減少しない予測としています。扶助費は平成20年度の福祉事務所の設置、消費税及び地方消費税の引き上げによる社会保障費の充実等の影響もあり増加傾向の予測としています。公債費は平成18年度をピークに減少に転じており、総体では減少となっています。しかしながら、公共施設の維持補修や更新等による投資的経費の増加で後年度には一時的に増加となる予測となっています。

《表3》

(単位:百万円)

年度	義務的経費				小計	投資的経費	その他	うち繰出金	歳出合計
	人件費	扶助費	公債費	うち繰上償還					
H17	1,047	437	1,987	205	3,471	1,388	2,054	604	6,913
H18	962	413	2,082	272	3,457	844	1,888	617	6,189
H19	964	418	1,611	0	2,993	643	1,906	737	5,542
H20	932	571	1,538	38	3,041	446	2,141	613	5,628
H21	913	585	1,674	227	3,172	888	2,591	583	6,651
H22	913	658	1,727	337	3,298	2,407	2,431	549	8,136
H23	968	667	1,430	248	3,065	805	2,452	600	6,322
H24	950	633	1,016	129	2,599	1,039	2,782	656	6,420
H25	918	626	967	84	2,511	617	2,580	648	5,708
H26	945	697	958	110	2,600	1,547	2,914	610	7,061
H27	931	725	743	0	2,399	1,801	2,868	613	7,068
H28	958	725	739	0	2,422	598	2,376	630	5,396
H29	946	725	732	0	2,403	1,050	2,312	550	5,765
H30	957	725	751	0	2,433	561	2,437	549	5,431
H31	966	725	860	0	2,551	561	2,420	553	5,532
H32	965	725	874	0	2,564	492	2,401	559	5,457
H33	967	725	922	0	2,614	326	2,164	554	5,104
H34	973	725	1,002	0	2,700	225	2,163	557	5,088
H35	978	725	899	0	2,602	220	2,249	549	5,071

(3) 基金及び地方債残高

ア 基金残高の推移 《表4》

基金のうち、一般財源対策のために取崩し可能な財政調整基金及び減債基金については、繰越金の積立等により増加傾向にあり、平成25年度末で約17億円となっています。しかしながら、平成32年度以降は財源不足による取崩しを行うため、減少傾向の予測としています。

また、特定目的基金を含めた基金全体の残高は、平成20年度より合併特例債を活用した基金造成を行ったことから、平成25年度末で約37億円まで増加しています。

《表4》

(単位:百万円)

年度	財政調整基金 (A)	減債基金 (B)	特定目的基金 (C)	合計 (A)+(B)+(C)	うち一財分 (A)+(B)
H17	520	402	1,316	1,434	922
H18	602	402	1,180	1,380	1,004
H19	622	403	1,156	1,375	1,025
H20	696	404	1,340	1,632	1,100
H21	987	405	1,483	2,065	1,392
H22	1,057	436	1,905	2,526	1,493
H23	1,039	451	2,238	2,826	1,490
H24	1,080	478	2,859	3,461	1,558
H25	1,153	509	3,087	3,731	1,662
H26	1,260	509	2,698	3,449	1,769
H27	1,601	509	2,838	3,930	2,110
H28	1,631	509	2,733	3,855	2,140
H29	1,662	509	2,619	3,772	2,171
H30	1,722	509	2,330	3,543	2,231
H31	1,842	409	1,827	3,260	2,251
H32	1,783	309	1,383	2,857	2,092
H33	1,513	210	1,021	2,324	1,723
H34	1,184	110	658	1,732	1,294
H35	804	10	321	1,115	814

イ 地方債現在高の推移 《表5》

財政健全化に向けた新規発行の抑制と繰上償還により、平成17年度の町村合併以降大きく減少しており、平成25年度末には約68億円となっています。

《表5》

(単位:百万円)

年度	町債発行額 (A)			元金償還額 (B)	町債残高 前年度残高+(A)- (B)					
	うち過疎債	うち合併特例債	うち臨財債		うち過疎債	うち辺地債	うち合併特例債	うち臨財債		
H17	1,056	254	198	245	1,756	12,643	5,317	570	211	1,361
H18	607	190	3	212	1,869	11,381	4,616	519	214	1,552
H19	570	266	3	192	1,438	10,513	4,049	470	217	1,700
H20	518	93	191	180	1,377	9,654	3,406	404	407	1,817
H21	595	79	188	279	1,528	8,721	2,773	325	582	2,018
H22	867	340	188	320	1,599	7,989	2,408	250	580	2,127
H23	594	142	188	225	1,319	7,264	1,984	171	766	2,012
H24	925	240	280	0	920	7,269	1,881	125	1,029	1,797
H25	385	224	70	0	880	6,774	1,766	84	1,066	1,621
H26	1,003	583	62	199	881	6,896	2,032	54	1,080	1,717
H27	1,455	1,206	0	187	670	7,681	3,039	31	1,015	1,788
H28	703	475	0	167	662	7,722	3,323	13	931	1,838
H29	983	750	0	166	657	8,048	3,867	3	833	1,886
H30	606	411	0	165	676	7,978	4,039	0	735	1,921
H31	608	390	0	165	787	7,799	4,069	0	638	1,945
H32	573	274	0	165	803	7,569	3,971	0	540	1,958
H33	304	0	0	161	854	7,019	3,528	0	443	1,958
H34	273	0	0	161	938	6,354	3,036	0	308	1,952
H35	273	0	0	160	843	5,784	2,547	0	219	1,950

(4) 財政指標

ア 財政力指数の推移 《表6》

地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を言い、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられています。指数が1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があると言えます。1を超えると地方交付税不交付団体となりますが、その超えた分だけ標準以上の行政を行うことができます。

ここ数年は、0.16前後の低位のところを推移しています。

イ 経常収支比率の推移 《表6》

地方税・普通交付税等の経常的な一般税源収入が、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）や施設の管理運営費などの経常的経費にどれだけ使われているかを示すもので、この値が80%を超えると財政構造が弾力性を失っていると考えられています。

ここ数年は、80%台を推移していますが、後年度は90%を超える予測となっています。

ウ 実質公債費比率の推移 《表6》

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金（特別会計や一部事務組合への支出のうち元利償還金に対する支出等）の標準財政規模に対する比率で、3カ年の平均を使用します。

比率が18%以上である場合、地方債の発行にあたって協議団体から許可団体になります。協議団体は知事に協議し同意を得て地方債を発行することになりますが、許可団体の場合、公債費負担の適正な管理のため公債費負担適正化計画を作成する必要があります。知事はこの計画の内容等を勘案し、申請に対して許可を行います。このため、実質公債費比率は18%を下回ることが求められています。また、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっています。

本町の場合は、平成21年度決算で18%を下回ったことから、平成22年度より協議団体となっており、ここ数年は10%を下回っています。

エ 公債費負担比率の推移 《表6》

公債費に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、地方公共団体の財政構造の硬直化を判断するもので、15%以上が警戒ラインとなっています。

《表 6》

(単位: %)

年度	財政力指数 (3年平均)	経常収支比率	実質公債費比率 (3年平均)	公債費負担比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率
H17	0.155	97.9	19.4	32.7	322.9	36.6
H18	0.154	93.2	23.2	35.8	282.4	34.2
H19	0.164	91.4	23.0	34.0	268.4	35.1
H20	0.167	87.8	20.7	30.2	232.0	39.2
H21	0.169	86.3	17.5	24.6	208.0	49.3
H22	0.161	80.8	15.5	22.9	180.7	57.1
H23	0.158	83.2	13.7	21.7	175.6	68.3
H24	0.156	81.1	10.9	17.3	176.4	84.0
H25	0.161	82.9	8.8	17.2	166.1	91.5
H26	0.164	87.6	6.8	16.9	174.4	87.2
H27	0.173	82.7	6.0	15.2	200.8	102.7
H28	0.183	90.5	5.7	16.6	221.0	110.3
H29	0.191	89.2	5.9	16.7	232.0	108.7
H30	0.191	92.9	6.6	17.3	232.4	103.2
H31	0.188	95.2	7.2	20.3	227.7	95.2
H32	0.185	97.2	8.3	20.7	221.4	83.6
H33	0.182	98.2	9.3	22.4	209.5	69.4
H34	0.179	101.7	11.1	25.1	190.3	51.9
H35	0.177	101.1	11.7	22.6	174.2	33.6

2 中期財政見通し

以下に示す前提条件のもとで、平成26年度から平成35年度までの10年間に係る中期財政見通しをたてた上で、今回策定の対象期間である平成27年度から平成31年度までの5年間分を掲載します。

今回策定の対象期間の主な特徴点として、1点目が普通交付税の合併算定替の特例措置が終了する点があげられます。平成17年度の町村合併により吉賀町が発足して10年が経過する平成28年度から平成32年度までの5年間は、激変緩和措置によって段階的に交付額が削減されます。その後、平成33年度からは通常の本算定に戻るということとなります。現時点での試算では、その影響額として、平成28年度だけでも29百万円の減、平成32年度までの5年間では約686百万円の減が見込

まれています。

2点目は、普通交付税の特例措置による減額の方で、普通交付税の算定方法の見直しが大きく行われる点です。これは、合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化するなど合併時点では想定されていなかった財政需要に対応するため、平成26年度から5年程度かけて実施されることとされています。

3点目は、本町の子育て支援施策の充実に伴う財源の影響です。平成26年度から段階的に引き下げた「保育料及び放課後保育利用料の無償化」、「学校給食費の無償化」、平成20年度から実施し、平成26年度から高校生までに拡大した「子ども等医療費の無償化」により、継続的な財源確保を行う必要が生じています。なお、現時点での財源見込みとしては、過疎対策事業債（ソフト分）を活用した基金積立金を想定しているところです。

このような特徴点等の状況を勘案すると、安定した歳入確保を図りながら選択と集中による事業施策を行う一方、思い切った歳出削減を図っていくことも極めて重要であるということです。

〔中期財政見通しの前提条件〕

【全 般】

- H25年度決算額及びH26年度決算見込（12月時点）を反映
- 人口推計は「まちづくり計画（総合計画）」による推計値を利用

【歳 入】

■地方税

- 町民税：個人 均等割…住民基本台帳人口減による影響を考慮
所得割…生産者人口減による影響を考慮
法人税 均等割…町内事業所の減見込を考慮
法人割…町内事業所の減見込を考慮

○固定資産税：土地…宅地下落傾向の減見込を考慮

家屋…H27、H30、H33年度評価替えの減少(▲7.7%)

毎年度 新築分の増加(1%)

○軽自動車税：税法改正による増（H26 対前年比 2%）を見込むが、生産者人口減による影響を考慮

○たばこ税：生産者人口の減と喫煙者人口の減（▲0.5%）を乗じて推計

○入湯税：実績等による入湯者数の減（▲0.5%）

■地方譲与税・交付金

○地方消費税交付金：H26 の消費税率改定（5%⇒8%）による増を反映

H28 予定の改定（8%⇒10%）については反映させていない

■地方交付税

○普通交付税

- ・ 合併算定替により算定 H28 年度以降は一本算定+（算定替-一本算定）*加算率
ただし、総務省の新たな算定方法の見直しを想定し、H30 年度から特例措置 6 割を維持として推計
- ・ 個別算定経費と包括算定経費について、以下の算定基礎を使用する
H27 年度以前…H26 年度算定を基礎として推計
H28 年度以降…H21 年度算定を基礎として推計
- ・ 特別交付税から普通交付税への移行（H28 6%⇒5%、H29 5%⇒4%）による影響を地域振興費に追加
- ・ 地域経済・雇用対策費については H26 年度算定を基礎として推計し、年度により以下の減率を適用する
H27 年度以前…減率 0%
H28 年度以降…減率 70%（H23 年度までの地方再生対策費を参考に設定）
- ・ 地域の元気創造事業費については、H26 年度算定を基礎として推計し、H30 年度までの 5 年間継続として推計
- ・ 総額増減率（元利償還に伴うものを除く）
総務省における H27 年度概算要求において、事項要求を除いた減率が▲5%であることを重視し、H26 年度算定を基礎とする H27 年度の減率を 1/2 の▲2.5%で設定
- ・ 下水道費について、以下の内容による密度補正の増減を考慮
毎年度…接続者数の増と人口減少による排水人口の移動
H29 年度以降…七日市処理区の供用開始に伴う排水人口、排水面積の増加

- ・小学校費・中学校費（学級数）の数値急減補正を考慮
- ・農業行政費（農家数）の数値急減補正（H27年度まで）の減少を考慮
- ・林野水産行政費従事者数の数値急減補正（H23年度まで）の減少をH21年度ベースの算定において考慮
- ・地域振興費（人口）合併補正の減少をH21年度ベースの算定において考慮
- ・元利償還に伴うものは、実績及び計画を考慮
- ・臨時財政対策債については、H26年度算定を基礎としH27以降も継続して推計
- ・基準財政収入額については地方税の推計を考慮

○特別交付税

- ・救急告示病院、不採算地区病院に対する措置分を考慮
- ・福祉事務所設置に係る措置を考慮
- ・特別交付税から普通交付税への移行による影響を考慮
 - H28年度…総額の6%→5%
 - H29年度以降…総額の5%→4%
- ・総務省におけるH27年度概算要求において、事項要求を除いた減率が▲5.0%であることから、普通交付税と同様にH27年度の減率を1/2の▲2.5%で設定

■分担金及び負担金

- 分担金：中山間地域総合整備事業、農地環境整備事業に係る分担金を考慮
- 負担金：H26年度から保育料及び放課後児童保育料の第2子以降無料を考慮、H27年度以降第1子以降も無料として推計

■使用料・手数料

- 使用料：消費税率の改定に係る増を考慮
- 手数料：H26年度予算ベースとし、人口減による影響が出ると思われる項目は前年度決算額に住基人口減率を反映

■国庫支出金・県支出金

- 過去の実績や歳出との関連を考慮
- 通常分については対前年度▲0.4%で減少していくものとして推計
- 県支出金のうち臨時的なものについて対前年度▲5.0%で減少していくものとして推計

■繰入金

- ふるさと応援基金の取り崩しを考慮
- まちづくり基金の償還額相当分より取り崩しを考慮
- 子育て支援充実プランに伴う過疎ソフト債積立分の取り崩しを考慮
- 特定目的基金について、可能な限り財源調整による取り崩しを考慮
- 収支不足を生じる年度において、財政調整基金及び減債基金の取り崩しで形式収支を調整

■地方債

- 普通建設事業：過疎対策事業債は、H32 年度で制度終了として推計
ソフト分について、H32 年度まで 150 百万円を計上

【歳 出】

■人件費

- [特別職] ○再任用職員：H27 から毎年、定年退職者の 1 人が制度活用する想定で推計
- [一般職員] ○職員数：H17 年度 114 人→H26 年度 97 人、以降 97 人維持で推計
(うち普通会計 H17 年度 101 人→H27 年度 90 人)

■物件費

- H26 年度については予算ベース（通常分については執行率 98%）
- 道路台帳整備を 3 年毎、電算基幹システムの更新経費を 5 年毎に計上

■維持補修費

- H26 年度予算をベースに、施設老朽化に係る伸びを対前年+0.5%で推計

■扶助費

- H26 年度予算に前年度予算執行率を乗じて推計
- H27 年度より子ども子育て新制度の改定に係る影響を反映

■補助費等

- H26 年度予算に対し、補助交付金の通常分について執行率 98%、その他の補助費通常分について執行率 99%として推計し、次年度以降横並び
- 一部事務組合負担金分は、各事務組合の推計額を基礎
- 簡易水道事業について、公営企業法適化により H29 年度から補助費等で計上
- 学校給食食材補助について、H27 年度より全額補助として推計

■普通建設事業費

○個別事業の積上げを基本とし、計画等が未定な部分については単独事業費として追加

追加額：H30 年度 20,000 千円

H31 年度 100,000 千円（うち補助事業 50,000 千円）

H32 年度～ 200,000 千円（うち補助事業 100,000 千円）

■公債費

○H25 年度以前の地方債に係る償還額+H26 年度以降の地方債見込額

○H26 年度の繰上償還見込による影響を考慮

■積立金

○子育て支援充実プランに伴う過疎ソフト債積立 H26～H32（7 年間）

○収支差引がプラスとなる年度は財政調整基金等の積立金で調整

■繰出金

○簡易水道事業について、公営企業法適化により H29 年度から補助費等で計上

【平成 27～31 年度財政見通し】

（単位：百万円、%）

		H27	H28	H29	H30	H31
歳入	地方税	525	520	515	500	496
	地方譲与税・交付金等	179	179	179	179	179
	地方交付税	3,337	2,956	2,885	2,865	2,861
	分担金及び負担金	53	36	24	19	19
	使用料・手数料	87	87	86	86	86
	国・県支出金	916	593	770	668	666
	繰入金	62	182	190	365	480
	地方債	1,455	703	983	606	608
	その他	465	149	147	152	148
	歳入合計(A)	7,078	5,404	5,778	5,440	5,542
歳出	人件費	931	958	946	957	966
	物件費	649	640	639	736	636
	維持補修費	42	42	42	43	43
	扶助費	725	725	725	725	725
	補助費等	1,000	937	953	956	978
	普通建設事業費	1,801	598	1,050	561	561
	公債費	743	739	732	751	860
	積立金	550	113	113	140	196
	繰出金	613	630	550	549	553
	その他	14	14	14	14	14
歳出合計(B)	7,068	5,396	5,765	5,431	5,532	
収支(A)-(B)		10	8	13	9	10
基金・地方債	基金取崩額	62	182	190	365	480
	基金積立額	550	113	113	140	196
	基金残高	3,930	3,855	3,772	3,543	3,260
	地方債現在高	7,681	7,722	8,048	7,978	7,799

Ⅲ 財政健全化の基本的な考え方

1 基本的な考え方

日本経済は緩やかな回復基調が続いているものの、中山間地域をはじめとする地方への経済の好循環の実現が十分には進展していない状況です。また、国や県の財政状況は、未だ厳しい現状で地方交付税や国庫補助金などの依存財源に多くを求めるのは困難な状況です。しかし、こうした状況下にあっても、少子化、高齢化、情報化などの社会経済情勢の変化に対応し、自立的に発展していける快適で活力ある町づくりを目指していかなければなりません。また、地域主権に向けた動きの中で、個性ある地域づくりや独自の政策・施策を自らの判断と責任で展開していかなければなりません。

このような町の求められる姿を実現していくため、財政健全化の取組みをバランスよく実行し、様々な環境変化にも機敏かつ柔軟に対応できる効率的な財政基盤を構築していくこととします。

2 改革の視点

財政健全化は、それ自体が目的ではなく、町の未来への飛躍に向けた改革です。このため、財政健全化の推進にあたっては、次の視点で取り組みます。

(1) 町の果たすべき役割の再検証

少子化、高齢化、情報化などによる社会経済情勢の変化や権限委譲など、行財政システムの構造的改革に対応していくため、国、県、住民との新たなパートナーシップを構築し、基礎的自治体としての町の果たすべき役割を見直します。

(2) 重要な政策課題への集中的・重点的投資

地域の少子高齢化・過疎化、これに伴う産業活動の停滞や中山間地域の活力低下など、地域固有の課題や住民ニーズに的確に対応していくため、予算や人員などの資源を、重要課題に集中的・重点的に投資していきます。

(3) 行政サービスの量から質への転換

現在の行財政システムの中の非効率な面を排除し、限られた予算や人員を有効に活用するため、行政評価等を通じ、最小のコストで最大の効果を発揮させる成果重視の取組みを積極的に推進します。

(4) 歳入の確保による自立性の向上

自主財源に乏しい脆弱な財政構造を改善していくため、自主財源の充実確保に向けた取組みを推進します。

(5) 住民との情報共有の推進

町政に対する住民の信頼を高め、「住民本位」「地域主体」の観点から、協働のパートナーである住民とのまちづくりを進めるため、財政の現状と将来展望について、積極的な情報提供に努め、住民との情報共有のもと財政健全化の取組みを推進します。

(6) 説明責任と情報公開による透明性の向上

協働のパートナーである住民への説明責任を果たすと同時に、情報公開制度のより一層の拡充により行政の透明性を高めます。

IV 財政健全化の方策

1 目指すべき姿

「自立」し、「持続可能」で、「透明」な財政運営を財政健全化の目指すべき姿とします。

即ち、歳入歳出両面における改善により「自立」し、財政の弾力性を向上させることにより「持続可能」で、説明責任と情報公開による「透明」な財政運営を目指します。

自 立

自らが捕捉・徴収し、自らの意思で活用・配分できる歳入を確保するとともに、事務事業の整理合理化による経費縮減と、客観的な優先順位付けに基づく施策の選択など、歳入歳出両面における取り組みを推進することにより、「自立」した財政運営を目指します。

《推進項目》

- 自主財源の確保による歳入構造の転換
- 自主的な事業評価による事務事業の整理合理化

持 続 可 能

将来の財政負担を考慮に入れ、町債、債務負担行為を抑制するとともに、財政指標の適正化を図り、財政の弾力性を向上させることにより、計画的で「持続可能」な財政運営を目指します。

《推進項目》

- 町債・債務負担行為の抑制
- 財政の弾力性向上

透 明

説明責任を果たし、住民の町政への理解を深めるとともに、協働の意識高揚を図るため、あらゆる機会を捉え、財政情報を公表するなど、「透明」な財政運営を目指します。

《推進項目》

- 財政情報の公表

2 推進項目

「1 目指すべき姿」を実現するための具体的な推進項目を以下のとおり設定します。

(1) 自立

① 自主財源の確保による歳入構造の転換

多様化する財政需要に対し、自らが捕捉・徴収でき、自由で弾力的な配分が可能な自主財源の確保は、自立した行財政運営には必要不可欠です。そこで、自主財源確保の取り組みを積極的に推進することにより、歳入構造の転換を図ります。

i 町税収入等の確保

税務行政の公平性、公正性、透明性の原則を踏まえ、課税客体の確実な捕捉と徴収率の向上を図り、町税収入の確保に努めます。

[取り組み項目]

○徴収対策の徹底

- ・ 徴収率目標数値の設定と収納強化
- ・ 県町職員の併任辞令制度の活用

ii 受益者負担の適正化

分担金、負担金、使用料等の公共料金は、住民負担の公平確保と受益者負担の観点から、利用者の受益の程度に応じた適正な負担となるよう見直します。

[取り組み項目]

○使用料の見直し

- ・ 水道、下水道使用料見直し
- ・ 施設等使用料の見直し

iii 新たな自主財源の確保

自主財源の確保には、既存財源の拡充と併せて、新たな掘り起しが必要となることから、資産の有効活用などについて検討します。

[取り組み項目]

○資産の有効活用など

- ・ 普通財産の貸付、転用による新規収入源の検討

②自主的な事業評価による事務事業の整理合理化

限られた財源の中で、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、成果と効率性の観点から行政評価等を活用しながら、あらゆる事務事業について整理合理化を推進します。

i 人件費の縮減

行政サービス水準の維持を前提に、人件費の適正化を図ります。

[取り組み項目]

○特別職

- ・常勤・非常勤特別職の給与等の見直し

○一般職

- ・定員管理及び給与制度の適正化

ii 物件費の縮減

施設設備のあり方や維持管理方法の見直しなどにより、総体的な縮減を図ります。

[取り組み項目]

○施設設備のあり方及び維持管理方法の見直し

- ・遊休地等未利用財産の売却の検討
- ・公共施設等総合管理計画の策定
- ・財源の有効活用事業の推進

iii 補助費等の見直し

一部事務組合負担金については、経費削減を前提に構成団体及び当該組合との事前協議を十分行い対応します。また、一部事務組合以外の負担金及び補助交付金については、活動状況や効果などを検討の上、十分検証を行い、有効な活用につなげます。

[取り組み項目]

○一部事務組合負担金

- ・構成団体及び当該組合との協議

○一部事務組合以外負担金及び補助交付金

- ・活動状況等に応じた見直し

iv 普通建設事業の厳選

固定資産台帳の整備を行い、全ての公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととします。

また、事業実施に伴う公債費や維持管理費等の後年度負担にも配慮するとともに、老朽化の進む施設等については、必要性を十分検証した上で、安全性の確保と耐用年数の延長につながる改良を実施し、資産の有効活用につなげます。

[取り組み項目]

○事業の厳選

- ・公共施設等総合管理計画の策定
- ・毎年度の点検による見直し
- ・長寿命化による資産の有効活用
- ・財源の有効活用事業の推進

V その他経費の縮減

前述 i ～ iv 以外、次の経費についても積極的な効率化に取り組みます。

[取り組み項目]

○繰出金

- ・地方公営企業の経営健全化計画等に基づく効率化による繰出金の削減

(2) 持続可能

① 町債・債務負担行為の抑制

将来の財政負担を伴う町債・債務負担行為残高の増加は、財政の弾力性を低下させることから、町債・債務負担行為の計画的な活用と残高の抑制を図り、将来にわたる持続可能で健全な財政運営を行います。

i 町債発行及び残高の抑制

将来の財政負担を見極めつつ活用事業を厳選し、町債発行及び残高の抑制を

図ります。

[取り組み項目]

○町債活用事業の厳選と町債発行の抑制など

- ・将来負担を見極めた活用事業の厳選
- ・繰上償還の実施

ii 債務負担行為設定及び残高の抑制

町債と同様、将来負担を見極めつつ活用事業を厳選し、債務負担行為設定及び残高の抑制を図ります。

[取り組み項目]

○債務負担行為活用事業の厳選

- ・将来負担を見極めた活用事業の厳選

②財政の弾力性向上

財政の弾力性の低下は、将来にわたる安定的で持続可能な財政運営を阻害することから、これまで述べてきた取り組みを推進することにより、財政指標の適正化を図るとともに、各種基金の適切な活用を行います。また、安定的で効率的な財政運営を行なうため町債発行にあたっては、優良資金の積極的な確保に努めます。

i 財政指標の適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務付けられている財政指標の適正化を図ります。

[取り組み項目]

○財政指標の適正化

- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率発生の回避
- ・実質公債費比率の維持及び低減
- ・将来負担比率の維持及び低減

ii 基金の適切な活用

今後の厳しい財政状況が見込まれる中、町の貯金である基金は、単年度の財源対策はもとより、計画的な財政運営を行なうための貴重な財源であることから、基金本来の目的を踏まえた上で、適切な活用を行います。

[取り組み項目]

- 基金への積立て促進と計画的な活用
- 財政調整基金及び減債基金の確保

iii 優良な地方債資金の確保

地方分権や財政投融资制度改革が進展する中で、今後、資金調達における市場環境は一層厳しさを増すことから、市場動向を的確に把握するとともに、優良な地方債資金を確保します。

[取り組み項目]

- 優良な地方債資金の確保

iv 予算編成手法の見直し

将来に向けた安定的な財政運営のためには、予算編成において各課等が主体性と責任を持つとともに、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、予算や事業の硬直化を打開し、創意工夫を凝らし効果的な予算編成を行うことが不可欠となっています。

一部経費についての各課枠配分方式の検証等を行うとともに、行政評価等を活用し、歳入に見合った歳出となるよう、体質改善と各課等の自主的な取り組みが促進できる仕組みについて引き続き検討します。

[取り組み項目]

- 予算編成手法の検証及び見直し

(3) 透明

①財政情報の公表

今後も引き続き、財政情報の充実に努めるとともに、新たな情報提供の機会を設けるなど、住民により分かりやすい情報を提供します。また、統一的な基準による財務書類を作成し、連結対象団体を含めた財務状況を明らかにし、計画的な財政運営の資料として活用します。

i 財政情報の公表

町の広報紙及びホームページへ財政情報を掲載するなどして広く住民に公表します。

[取り組み項目]

- 広報紙及びホームページへの掲載
 - ・当初予算の概要及び決算状況の掲載
 - ・予算編成に関する情報公表の検討

ii 財務諸表の作成と公表

統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき、固定資産台帳の整備を行い、連結対象団体を含めた財務状況を明らかにするとともに、様々な角度からの財政分析が可能となる財務諸表を作成公表を行い、資産債務改革に向けた検討を進めます。

[取り組み項目]

- 財務諸表の作成及び公表
 - ・統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等）の作成及び公表
 - ・固定資産台帳の整備